

経済産業省

20260617 貿局第1号
輸入注意事項2026第5号
経済産業省貿易経済安全保障局

「火薬類の輸入の承認について」(平成19年3月6日付け輸入注意事項19第7号)等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和8年6月24日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「火薬類の輸入の承認について」等の一部改正について

「火薬類の輸入の承認について」(平成19年3月6日付け輸入注意事項19第7号)等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和8年7月1日から施行する。

「火薬類の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

○「火薬類の輸入の承認について」(平成19年3月6日付け輸入注意事項19第7号)

改正後			現行			
1・2 (略)			1・2 (略)			
3 書面申請手続 (1) 申請書の提出先 <u>貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課</u> (2)～(5) (略)			3 書面申請手続 (1) 申請書の提出先 <u>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課</u> (2)～(5) (略)			
4 (略)			4 (略)			
〔別紙様式1〕			〔別紙様式1〕			
火薬類輸入承認申請明細書			火薬類輸入承認申請明細書			
【火薬・爆薬・火工品・その他】			【火薬・爆薬・火工品・その他】			
受付年月日	① 申請者名及び住所	担当者氏名 (TEL及びE-Mail)	受付年月日	① 申請者名及び住所	担当者氏名(TEL)	
※			※			
受付番号	② 需要者名(設置場所又は工場名)		受付番号	② 需要者名(設置場所又は工場名)		
※			※			
	② 最終需要者名			③ 最終需要者名		
(削る)			④ 関税率表の番号等	⑤ 原産地	⑥ 船積地域	⑦ 国連番号 (UN No.)

改 正 後				現 行			
④ 貨物名・貨物の説明等 [型・銘柄・仕様 規格・構造・火薬の組成及び数量]	数量及び単価	単 価	総 額	⑧ 貨物名・貨物の説明等 [型・銘柄・仕様 規格・構造・火薬の組成及び数量]	数量及び単価	単 価	総 額
総 計		—		総 計		—	
(裏面につづく)				(裏面につづく)			
(裏面)				(裏面)			
⑤ 貨物の用途				⑨ 貨物の用途			
⑥ 輸出業者名 (住所)				⑩ 輸出業者名 (住所)			
⑦ 製造業者名 (住所)				⑪ 製造業者名 (住所)			
⑧ 特別の有効期間の設定 ・ 輸入承認の日から _____ 月 ・ 理 由				⑫ 特別の有効期間の設定 ・ 輸入承認の日から _____ 月 ・ 理 由			
記入上の注意事項 1～2 (略) 3. 「④ 貨物名・貨物の説明等」欄 <u>貨物名 (和訳)・貨物の説明 (型・銘柄・仕様・規格・構造・火薬の組成及び数量)</u> <u>を記入してください。</u>				記入上の注意事項 1～2 (略) 3. 「⑦ 国連番号 (UN No.)」欄は、 <u>火薬類を含む貨物の場合のみ記入してください。</u>			

改正後	現 行
<p>4. 「⑧ 特別の有効期間の設定」欄 <u>輸入承認証の有効期間は承認をした日から6か月と定められていますが、この期間内に輸入が不可能な場合には特別の有効期間を設定することができます。</u> <u>この欄に必要な期間とその理由を記入し、特別の有効期間を必要とすることを立証する書類を添付してください。</u></p> <p>5. 各記入欄に書ききれない場合は、別紙（様式自由）に記入し添付してください。</p> <p>6 （略）</p> <p>〔別紙様式2〕 （略）</p>	<p>4. 「⑧ 貨物名・貨物の説明等」欄 <u>貨物名（和訳）・貨物の説明（型・銘柄・仕様・規格・構造・火薬の組成及び数量）を記入してください。欄内に書ききれない場合は別紙に記入してください。</u></p> <p>5. 「⑫ 特別の有効期間の設定」欄 <u>輸入承認証の有効期間は承認をした日から6か月と定められていますが、この期間内に輸入が不可能な場合には特別の有効期間を設定することができます。</u> <u>この欄に必要な期間とその理由を記入し、特別の有効期間を必要とすることを立証する書類を添付してください。</u></p> <p>6 （略）</p> <p>〔別紙様式2〕 （略）</p>

「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について」（平成19年3月7日付け輸入注意事項19第8号）

改正後			現 行		
1 (略)			1 (略)		
2 申請者の資格 (1)～(4) (略) (5) 関税率表の第93・04項に該当する貨物（護身棒、投石機等を除く。） ① 高圧ガス保安法の適用除外とされているエアゾール製品等 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第3条第1項第9号の適用除外 に該当することを証する書類を有する者 ②～③ (略) (6)～(9) (略)			2 申請者の資格 (1)～(4) (略) (5) 関税率表の第93・04項に該当する貨物（護身棒、投石機等を除く。） ① 高圧ガス保安法の適用除外とされているエアゾール製品等 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第3条第1項第8号の適用除外 に該当することを証する書類を有する者 ②～③ (略) (6)～(9) (略)		
3 書面申請手続 (1) 申請書の提出先 貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課 (2)～(5) (略)			3 書面申請手続 (1) 申請書の提出先 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課 (2)～(5) (略)		
4 (略)			4 (略)		
[別紙様式1]			[別紙様式1]		
機械類輸入承認申請明細書			機械類輸入承認申請明細書		
受付年月日	① 申請者名及び住所	担当者氏名 (TEL及びE-Mail)	受付年月日	①申請者名及び住所	担当者氏名 (TEL)
※			※		
受付番号	②需要者名（設置場所又は工場名）		受付番号	② 需要者名（設置場所又は工場名）	
※			※		

改正後		現 行			
	③最終需要者名		③最終需要者名		
(削る)		④関税率表の番号等	⑤原産地	⑥船積地域	⑦国連番号 (UN No.) [火薬類を含む貨物 の場合のみ記入]
(削る)		⑧貨物名・貨物の説明等 [型・銘柄・仕様 規格・構造・火薬の組成及び数量]		数量及び単価	単価 (US \$)
					総額 (US \$)
(削る)		総 計		=	US \$
(削る)		(裏面につづく)			
(削る)		(裏面)			
④貨物の用途		⑨貨物の用途			
⑤輸出業者名 (住所)		⑩輸出業者名 (住所)			
⑥製造業者名 (住所)		⑪製造業者名 (住所)			
⑦特別有効期間の設定 ・ 輸入承認の日から _____ 月 ・ 理由		⑫特別有効期間の設定 ・ 輸入承認の日から _____ 月 ・ 理由			

改正後

記入上の注意事項

- 1 (略)
- 2 「⑦特別有効期間の設定」欄
輸入承認証の有効期間は6か月と定められていますが、この期間内に輸入が不可能な場合には特別有効期間を設定することが出来ます。
この欄に必要な期間とその理由を記入し、特別有効期間を必要とすることを立証する書類を添付してください。
- 3 各記入欄に書ききれない場合は、別紙(様式自由)に記入し添付してください。

4 用紙の大きさはA列4番とします。

[別紙様式2]

明細書

銃の主要諸元 商品名 型及び銘柄	銃の主要諸元							
	全長	銃身長	口径の長さ	発射機構	弾倉容量	着剣装置の有無	ライフリングの長さ	数量

記入上の注意事項

- 1 輸入する猟銃等の主要諸元の全ての項目について、輸入時点の規格を記入して

現行

記入上の注意事項

- 1 (略)
- 2 「⑦国連番号 (UN No.)」欄は、火薬類を含む貨物の場合のみ記入してください。
- 3 「⑧貨物名・貨物の説明等」欄
(1) 機械類の場合は貨物名(和訳)・型・銘柄・仕様等を記入してください。
また、部品等を一括申請する場合等欄内に書ききれない場合は別紙に個々の機械名等を記入してください。
(2) 火薬類の場合は貨物名(和訳)・貨物の説明(型・銘柄・規格・構造・火薬の組成及び数量)を記入してください。欄内に書ききれない場合は別紙に記入してください。
- 4 「⑩特別有効期間の設定」欄
輸入承認証の有効期間は6か月と定められていますが、この期間内に輸入が不可能な場合には特別有効期間を設定することが出来ます。
この欄に必要な期間とその理由を記入し、特別有効期間を必要とすることを立証する書類を添付してください。
- 5 用紙の大きさはA列4番とします。

[別紙様式2]

明細書

銃の主要諸元 商品名 型及び銘柄	銃の主要諸元							
	全長	銃身長	口径の長さ	発射機構	弾倉容量	着剣装置の有無	ライフリングの有無	数量

記入上の注意事項

- 1 輸入する猟銃等の主要諸元の各項目について、輸入時点の規格を記入してくだ

改正後	現 行
<p>ください。</p> <p>2 表示単位は「mm、cm、<u>inch</u>、番、発」等とします。</p> <p>3 輸入貨物が猟銃等の部品の場合</p> <p>(1) 銃身については「銃身長、口径の長さ、着剣装置の有無、ライフリングの長さ」について記入してください。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 「ライフリングの長さ」の欄は、腔旋を有する部分の銃腔の長さに対する比率として、「なし」、「0超～1/5未満」、「1/5以上～1/2以下」、「1/2超」のいずれかを記入してください。</p> <p>5 用紙の大きさはA列4番とします。</p> <p>[別紙様式3] (略)</p>	<p>さい。</p> <p>2 表示単位は「mm、cm、<u>inch</u>、番、発」等とします。</p> <p>3 輸入貨物が猟銃等の部品の場合</p> <p>(1) 銃身については「銃身長、口径の長さ、着剣装置の有無、ライフリングの有無」について記入してください。</p> <p>※ <u>ライフリングの有無の欄は、散弾銃及び散弾銃用銃身の場合のみ記入してください。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4 <u>用紙の大きさはA列4番とします。</u></p> <p>(新設)</p> <p>[別紙様式3] (略)</p>